



第3回 定時総会

ごあいさつ

公益社団法人 徳島県宅地建物取引業協会 会長

木村 正美

公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会、平成27年度第3回定時総会を開催致しましたところ、会員の皆様方に於かれましては、ご多忙の中、多数のご出席を頂きまして、心より御礼を申し上げます。次第です。

さて、本年4月1日より、私達業界の長年の悲願でありました、宅地建物取引業法の改正により、宅地建物取引主任者の名称が、『宅地建物取引士』に変更されました。この事は、宅地建物取引業の更なる発展と、社会的地位の向上に繋がると確信しております。その一方で、宅地建物取引業は公共性が極めて高く、消費者からの高い信頼の上に成り立つ産業である事から、宅地建物取引士には、常に高いコンプライアンスとリスク管理の重要性を認識した業務遂行と高度化・多様化する消費者ニーズに対応した実践的な知識や能力の習得が求められると考えております。

そこで、今年の、公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会のテーマを、『ムービング 徳島宅建』とし、『動く!』『動かす!』『感動させる!』という、3つの根幹事業を柱に、徳島県での宅建業界の活性化プランを推し進めて参ります。

1つ目は『動く!』です。

昨年11月23日に、当協会が主催し、徳島県、(公

社)徳島県建築士会、徳島県司法書士会、徳島県土地家屋調査士会が共催、24市町村が後援して頂き、県下6会場で開催しました、『空家・空土地の有効活用のための無料相談会』を、今年度も、『官民一体』で、更にグレードアップして開催します。

特に、『空家等対策の推進に関する特別措置法』が、本年5月26日より、全面施行されたことにより、これまで具体的な対策をしていない所有者の意識にも変化が生じることが予想されるため、かなり多くの相談案件が出てくる、有効活用相談会になると想定しております。この事業を、当協会の最重要事業と位置付け、更なる業界の信頼度アップと、活性化の為に、会員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

2つ目は、『動かす!』です。

『空家・空土地の有効活用相談会』を推進して行くことにより、今後、多くの『使える中古住宅』が、徳島の不動産市場に出てくると考えています。しかし、中古住宅を取り扱う際の、最も大きな業者リスクが、『瑕疵担保責任』です。そのリスク回避の特効薬が、『建物検査士によるインスペクション(建物目視検査)+瑕疵担保保険』事業です。

この事業を推進して行く為には、県内での、建

物検査士の養成が重要不可欠な課題でありましたが、(公社)徳島県建築士会の全面的な協力を得て、建物検査士の確保が出来る見通しとなりました。

今後は、関連団体との事業連携を強化しながら、業者や消費者が、安心して中古住宅を売買できる、新しいビジネスモデルの確立を推進して行きたいと考えています。

3つ目は、『感動させる!』です。

今年度より、新たな社会貢献事業として、県内の高校3年生と保護者を対象とした『学校への賃貸借契約の出前授業』を実施します。これから、大学進学や就職等により、一人暮らしを始めよう

とする高校3年生とその保護者を対象に、『部屋探しの流れ』『部屋を借りる時の法律知識』等について、当協会が『宅地建物取引士』としての専門的立場から授業を行い、安心安全な一人暮らしの支援を行うことにより、彼らに感動を与え、宅地建物取引業の社会的地位の向上に繋がると確信しております。

最後に、今年度は、当協会を単に『公益』を冠するだけの法人から、名実ともに『公益』に、相応しい法人への改革を推し進めて参りますので、会員の皆様方のご理解とご支援の程、宜しくお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

